

男鹿市週休2日制工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男鹿市が発注する週休2日制工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1週間 月曜日から当該月曜日以降の最初の日曜日までの期間をいう。
- (2) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (3) 現場閉所 1日を通じて当該週休2日制工事に係る元請企業の現場代理人、監理技術者、主任技術者及び作業員（建設工事に直接従事しない者を除く。）（以下「現場代理人等」という。）が当該週休2日制工事に係る作業に従事していないことをいう。
- (4) 完全週休2日 実工期の間の1週間における全ての休日に、現場閉所をした場合をいう。
- (5) 準完全週休2日 実工期の間の1週間における全ての休日及びその日に代わる現場閉所の日（以下「振替休日」という）に、現場閉所をした場合をいう。
- (6) 現場閉所率 実工期（別に定める期間を除く。）のうち、現場閉所した日数の割合をいう。
- (7) 実工期 工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう、

(休日)

第3条 受注者は、休日に現場代理人等が従事する場合、当該作業に従事する日（以下「休日作業日」という。）及び振替休日を休日作業日の前日までに監督員に届け出るものとする。

2 発注者は、別に定めるところにより、準完全週休2日と認めることができる。

ただし、実工期（別に定める期間を除く。）の休日数に対する休日に現場閉所をした日数の割合が50%以上の場合に限る。

3 発注者は、次に掲げる行為を休日に現場代理人等に行わせることができる。この場合においては、当該行為を行った日を休日として取り扱うものとする。

- (1) 工事現場の周辺で発生した災害に対する応急対応
- (2) 工事現場の安全を確認するための巡視活動
- (3) 工事現場の安全を確保するための警備活動
- (4) 作業の緊急性その他、やむを得ない事由により監督職員の指示で行う作業

(週休2日制工事の指定等)

第4条 週休2日制工事は、別に定める工事を除き、特記仕様書において、週休2日制工事である旨を明示している全ての工事を実施するものとする。

2 発注者は、週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合、週休2日制工事の指定を解除することができる。

(工事成績評定)

第5条 発注者は、次に掲げる達成区分に応じ、工事成績評定（工事特性）に加点または減点するものとする。

達成区分	現場閉所率	加点・減点数（点）
完全週休2日	28.5%以上	4
準完全週休2日	28.5%以上	3
4週8休以上	28.5%以上	2
4週6休未満	21.4%未満	-5

※ 加点は、主任監督員の評価において考査項目「4. 創意工夫」細別「I. 創意工夫」工夫事項「その他」で加点するものとする。

減点は、総括監督員の評価において、考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」で減点するものとする。

ただし、受注者の責によらない理由により、やむを得ず達成できなかった場合は、減点を行わないものとする。

(工期変更)

第6条 発注者は、工期の変更理由が受注者の責によらない場合は、別に定める基準により受注者と協議し、工期変更するものとする。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、別に定める積算方法により、各経費に補正係数を乗じるものとする。

(実施証明書)

第8条 発注者は、4週8休以上の週休2日制工事を実施し、その完成検査に合格した受注者に対して、実施証明書を発行するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、週休2日制工事の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。